

中小企業のための 消費税軽減税率制度導入と 消費税転嫁対策

2019年10月
軽減税率スタート

早めの準備が必要です！

8%?
10%?



中小企業のための
消費税軽減税率制度導入と
消費税転嫁対策



日本商工会議所
各地商工会議所

はじめに

2019年10月から実施される 消費税率引上げ・軽減税率制度は 「全ての事業者」に影響があります

● 早急に自社の現状を確認し、「計画的に準備」を進めましょう！

政府は、2019年10月1日に消費税率を10%へ引上げると同時に、食料品等の税率は8%とする消費税軽減税率制度を初めて導入する予定です。

消費税率引上げによる消費マインドの冷え込みや消費税率引上げ分の価格転嫁ができない場合には、利益が減少することが懸念されます。また、軽減税率制度では消費税率が2つ(10%、8%)になることから、軽減税率の対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書の様式変更に加え、適用税率ごとの区分経理の実施など経理処理等の事務負担が増加することとなり、ほぼ全ての事業者にとって新たな負担が発生するとともに、消費の現場では事業者・消費者の双方で様々な混乱が生じることが想定されます。

また、小売業や飲食業等においては、システムの改修・開発やレジの入れ替えといった時間やコストがかかる対応も必要になる場合があります。今すぐ、自社の現状を確認し、計画的に準備を進める必要があります。

本冊子では、軽減税率制度の概要をはじめ、同制度による事業者への影響や事務に係る確認事項、国の支援策等について、ポイントを絞り、分かりやすく解説しています。また、消費税率引上げ・軽減税率制度導入まで、残り1年を切る中、何から取りかかればよいか、「対策スケジュール」等を例示しております。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、本冊子をご活用いただき、自社にどのような影響があるのか把握し、早急かつ計画的に準備を進めていただけた助にしていただければ幸いです。

● 消費税軽減税率制度のご相談は、「最寄りの商工会議所へ」

軽減税率制度は、全ての事業者に影響を及ぼします。全国の商工会議所では、「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」を設置し、軽減税率制度に対する国の支援施策のご紹介をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応しています。

是非、お早めに最寄りの商工会議所にご相談ください。

【最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます】

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

中小企業のための 消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策 ～目次～

● 消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策 P3
● 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう	
軽減税率制度とは P5
軽減税率対象品目①～飲食料品の定義 P7
軽減税率対象品目②～外食や一体資産の定義 P9
軽減税率対象品目③～飲食料品の具体的な事例 P11
軽減税率対象品目④～外食や輸入、一体資産の事例 P13
軽減税率制度に対応した価格表示 P15
同じ商品で税率が異なる場合の価格表示の具体例①総額表示 P17
同じ商品で税率が異なる場合の価格表示の具体例②外税表示ほか P19
● 軽減税率制度導入により変更となる事務処理を確認しましょう	
変更となる事務処理 P21
請求書等の記載事項① P23
請求書等の記載事項② P25
従業員教育 P27
● 軽減税率制度導入に向けた国の支援策を確認しましょう	
国の支援策(補助金) P29
国の支援策(税額計算の特例) P31
● 消費税転嫁対策の全体像を確認しましょう	
消費税転嫁の注意点と対策 P33
消費税率引上げ・軽減税率制度導入と資金繰り① P35
消費税率引上げ・軽減税率制度導入と資金繰り② P37
消費税転嫁対策特別措置法 P39
消費税率等に関する経過措置 P41
● 消費税率引上げ・軽減税率制度導入に向けた対策スケジュールの立案	.. P43
● 消費税軽減税率・消費税転嫁対策チェックリスト P45

消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策

2019年10月からの消費税率10%への引上げにあわせ、「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」の消費税率を8%とする「軽減税率制度」が導入されます。

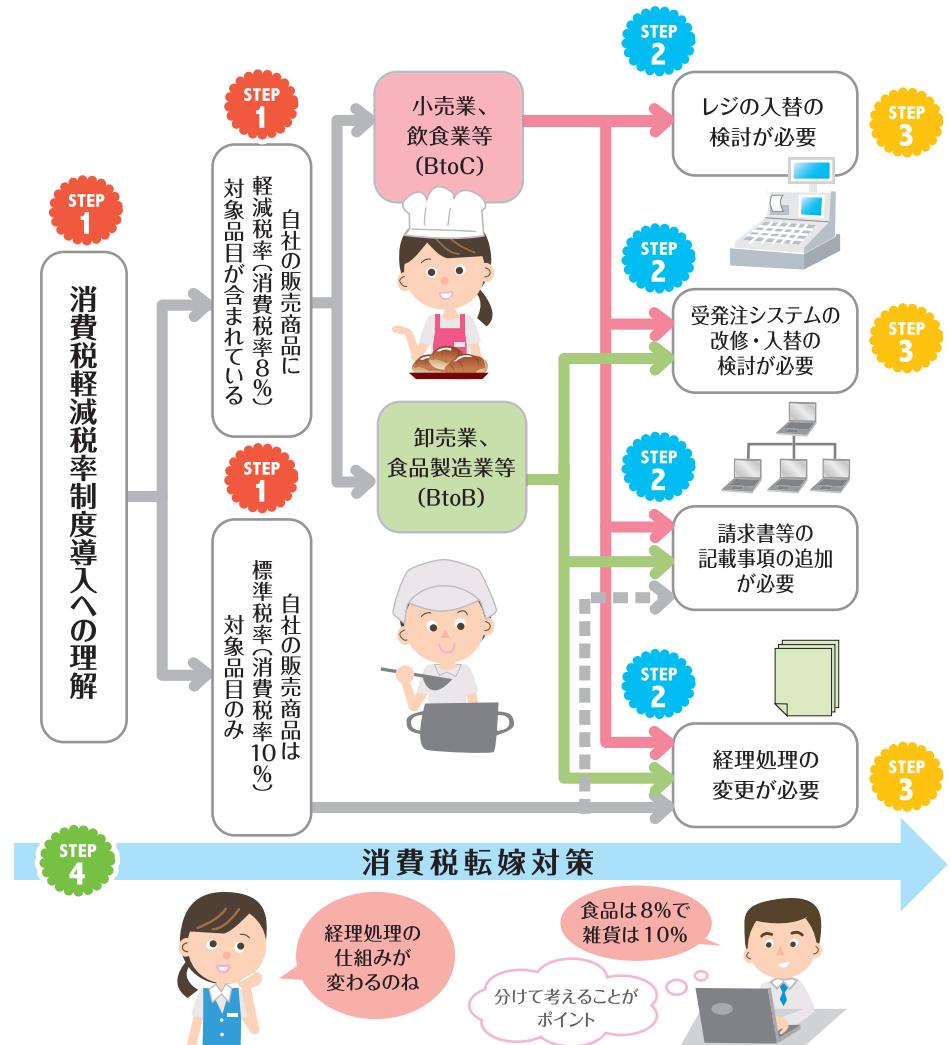
軽減税率制度導入・消費税率10%への引上げに向けた4つのSTEP

軽減税率制度導入・消費税率10%への引上げによる自社の経営への影響を確認し、早めに準備にとりかかりましょう。



必要な対策をフローチャートで確認

軽減税率制度は全ての事業者に影響があります。必要な対策をフローチャートで確認しましょう。



本冊子は、STEP1～3で2019年10月より新たに導入される軽減税率制度とその対応策を解説しています。次にSTEP4で基本となる消費税転嫁対策の考え方も合わせて解説しています。事業者の皆様の必要に応じた順番で本冊子をご活用ください。

軽減税率制度

消費税率が2019年10月より現在の8%から10%に引上げられます。一定の商品・サービスについては軽減税率制度により8%になります。その対象となるのは、生活必需品である飲食料品と週2回以上発行で定期購読される新聞です。ただし、全ての飲食料品が軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食は対象外となります。対象品目の税率を正しく判断するためには、酒類の定義や外食の定義を把握しなければなりません。また実際に価格表示をどうするのか、請求書を含めた事務処理をどのように変更するか、これらを従業員が理解し対応していくための従業員教育の実施も検討してください。

対象品目

飲食料品でも、軽減税率の対象になるものとならないものがあります。酒類や外食は対象外ですし、他にも細かく定義されていますので、それぞれの定義を把握しておきましょう。(P.7参照)



価格表示

お客様がお持ち帰りか、イートインなのか、お店側が単品で販売するのか、一体資産として販売するのかによって、消費税率が異なる場合があります。お客様が混乱しないように、どちらの税率が適用されるのか、わかりやすく表示しましょう。(P.15参照)



変更となる事務処理

事業者は軽減税率制度が導入されると、2つの税率に対応した経理処理をしなければなりません。その結果、新たな事務作業が発生することになります。(P.21参照)



請求書等の記載事項の追加

2019年10月1日より税率の区分をした領収書や請求書(区分記載請求書等)にする必要があります。

また、2023年10月1日には適格請求書等へ対応していく必要があります。(P.23参照)



従業員教育の必要性～対象は全事業者～

飲食料品を扱っていない場合でも、会議等でお茶やお菓子を購入すれば、軽減税率対象になります。このように、すべての事業者が複数税率に対応しなければなりません。制度理解に向けて、従業員への教育やトレーニングの準備も進めましょう。(P.27参照)



軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



取り扱い品目の確認が必要～税率の紛らわしいケースに注意～

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認などが必要になります。

詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。(P.10参照)

「飲食料品」の定義

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

⇒酒税法に規定する酒類は軽減税率の対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあたらず、軽減税率の対象外です。さらに、「外食」や「ケータリング」も軽減税率の対象からは除外されています。

〈参考：なぜ水道水は軽減税率の対象外なのか〉

私たちの生活に欠かせない「水」の取り扱いはどうなるのでしょうか。飲み水としてはもちろん、炊事、風呂、トイレ等、生活のあらゆる場面で使用することになります。水道水はこれらの「食品」としての水と、生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されているため、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません。

一方、ミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。



軽減税率の対象とならない「医薬品・医薬部外品等」の定義

医薬品・医薬部外品等の定義は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」をいいます。したがって、これらに該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の対象外です。

なお、医薬品・医薬部外品等に該当しない特定保健用食品(いわゆる「トクホ」)等は、食品表示法に規定される「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。



軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれていません。以下を満たすものが外食となります。
「飲食店等を営む者が、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」

8%

軽減税率 (外食にあたらない)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前
宅配、お土産
- ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。

(例)お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを持ち帰った場合でも軽減税率の対象になります。

8%

軽減税率(8%)



- ①サービス要件
- ②飲食設備要件なし

10%

標準税率 (外食・ケータリング等)

- ・店内飲食(イートイン含む)
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

有料老人ホーム等で提供される一定の基準を満たす飲食料品は軽減税率の対象になります。

10%

標準税率(10%)



- ①サービス要件
- ②飲食設備要件

軽減税率の対象とならない「酒類」の定義

軽減税率の対象外となる「酒類」とは、酒税法に規定するアルコール分一度以上の飲料をいいます。したがって、みりんや料理酒などで酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません。一方で、ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、「飲食料品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

8%

軽減税率 (酒類にあたらない)

- ・みりん風調味料、甘酒、酒類を原料とした菓子
- ・ノンアルコールビール

※酒税法に規定するアルコール分が一度未満のもの

10%

標準税率 (酒類)

- ・ビール、ワインなどのアルコール飲料
- ・みりん、料理酒

※酒税法に規定するアルコール分が一度以上のもの

「一体資産」は要件次第で軽減税率対象

「おもちゃ付きお菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食料品(お菓子)と標準税率の対象となる商品(おもちゃ)を組み合わせて一体資産として販売する場合、一定の要件を満たせば軽減税率の対象となります。

8%

- ①食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっていること
- ②一体となっている資産に係る価格のみが提示されていること
- ③一体資産の対価の額(税抜価格)が1万円以下であること
- ④一体資産の価額のうちに食品の価額の占める割合が2/3以上であること



4つの要件を満たせば全体が軽減税率の対象

軽減税率の対象品目・税額の計算方法などの相談窓口

軽減税率の対象品目や税額の計算方法に関しては、お近くの税務署へお問い合わせください。

<国税庁ホームページ 税務署の所在地などを知りたい方>
<http://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について>
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」(国税庁)より引用(一部加工)
※軽減税率対象(8%)のものを○と表示、標準税率対象(10%)のものを×と表示しています。

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

Q 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか?

A 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に提供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。



Q 洋菓子店ですが、希望するお客様にサービスで保冷剤をつけてケーキやプリンを販売することがあります。これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか?

A 人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。ただし、保冷剤について別途対価をとっている場合は、保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません。

保冷剤の対価を取らない場合



別途、保冷剤の対価を取る場合



Q 飲食料品の送料については、軽減税率の適用対象となりますか?

A 飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

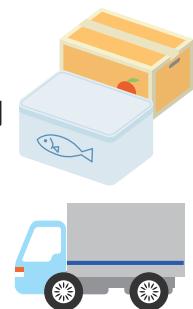
3,000円
+税240円



1,000円
+税100円



送料込み
4,000円
+税320円



Q 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか?

A 売上げの対価の返還又は仕入れの対価の返還等の対象となった販売奨励金については、その取引が飲食料品の販売であれば、軽減税率が適用されます。

③ 販売数量等に応じた販売奨励金

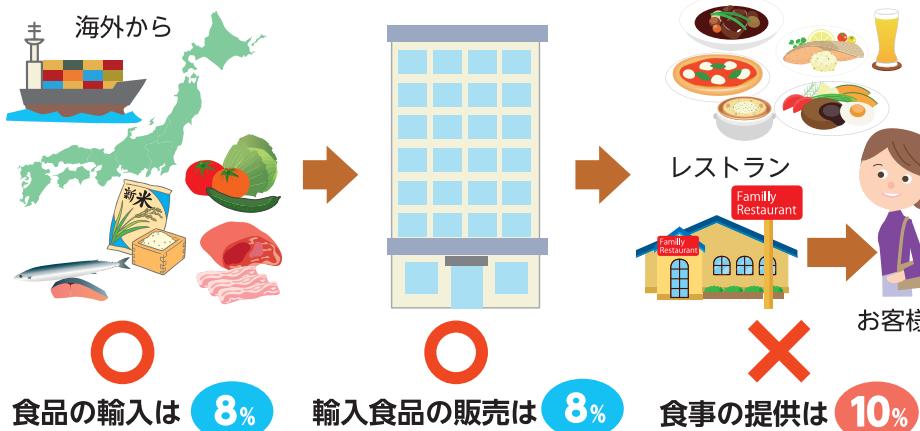
○ 販売奨励金の対象となった 8%
取引が食品なので



II 飲食料品の輸入取引

Q 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。



III 外食の範囲

Q ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか？

A 事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」になるのか、又は「持ち帰り」になるのかは、その場で飲食するか又は持ち帰るのかをお客様に意思確認するなどの方法により判定していただくことになります。



持ち帰りでといわれて8%で提供したお客様がその場で飲食をした場合は、お客様の意思が持ち帰りだったため8%のまま処理します。

Q ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか？

A ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒類を除く）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、食事に該当せず軽減税率の適用対象となります。



○ 食品なので 8%



X 食事の提供で 10%

ルームサービスは、客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」(10%)になります。

IV 「一体資産」の適用税率の判定

Q ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか？また、値引額は、どのような取扱いになりますか？

A 別々の商品として販売していたものは「一体資産」にはなりません。一括で販売した場合は、それぞれの商品の値引き前の対価の額を按分するなど合理的に算出します。ビールは軽減税率対象外、惣菜は軽減税率対象になります。（P.10の「一体資産」の要件を確認しましょう。）

食品と酒など
通常バラ売りの商品を
セットにしても、
税率の計算は
バラバラに行う



通常バラ売りは
○ 食品 8%
X 酒類 10%

V 「新聞の譲渡」の範囲等

Q コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか？また、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか？

A コンビニエンスストアで販売される新聞は週2回以上の定期購読ではないため10%となります。またインターネットを通じて配信する電子版の新聞は「新聞の譲渡」に該当せず「役務の提供」となるため、10%となります。したがっていずれも軽減税率対象とはなりません。

価格表示は分かりやすく

税率の引上げに伴って価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法(総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示)によって、価格表示の変更が必要かどうかが異なります。

さらに同じ商品でも店内飲食かテイクアウト等で税率が異なったり、似たような商品であっても税率が異なる場合があります。お客様にとってわかりやすい表示をするように心がけることが重要です。



ケース1 ● 軽減税率対象商品を販売していない

消費税転嫁対策特別措置法により、様々な表示方法が可能となっています。価格表示の変更が必要か確認するとともに、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて、今一度表示方法を検討すると良いでしょう。

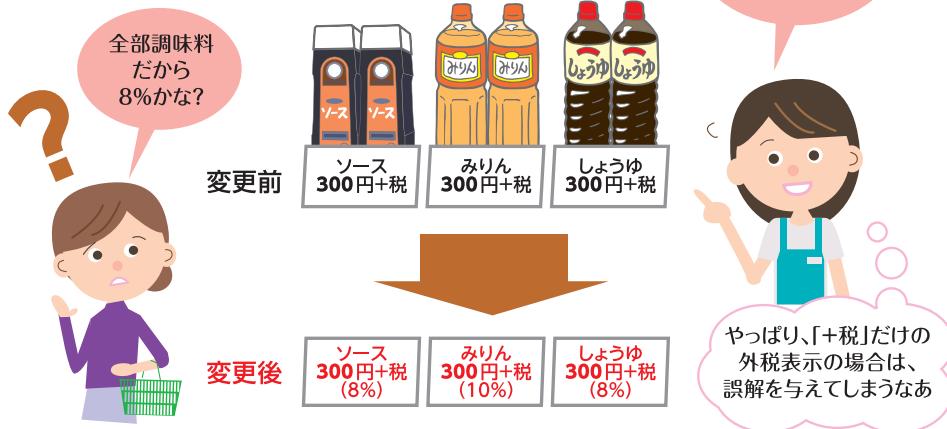
表示方法	メリット	デメリット
総額表示 11,000円(税込)	・支払総額が明確	・値上がりした印象が強い ・価格表示の変更作業が発生
特例※ 外税表示 10,000円(税抜)	・値上がりした印象が弱い ・本体価格が変わらないことをアピールしやすい ・価格表示の変更作業が不要	・支払総額がわかりにくい ・消費税額の把握が困難
特例※ 税抜価格の強調表示 (税抜価格と税込価格の併記) 10,000円(税込 11,000円)	・値上がりした印象が弱い ・本体価格が変わらないことをアピールしやすい ・支払総額(消費税額)が明確	・価格表示の変更作業が発生

(※) 消費税転嫁対策特別措置法により認められている特例

うちには
「税抜価格の強調表示」
にしようかな。

ケース2 ● 軽減税率対象と対象外の商品がお店に混在している

例えば、「300円+税」のような外税表示の場合、お客様がどちらの税率なのか判断できなければ、支払総額がわかりません。価格表示・店内表示・陳列などで、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。



ケース3 ● 同じ商品でも8%の時と10%の時がある

軽減税率制度では、①テイクアウトや出前と店内飲食のいずれの方法でも飲食料品を提供する飲食店や、②伊ートインスペースのある小売店等の事業者で、同一の飲食料品を販売する際に、適用される消費税率が異なる場合(店内飲食=10%、テイクアウト=8%等)が想定されています。

政府は、適切な価格表示を推進すること等を目的に、同一の飲食料品の販売に異なる消費税率が適用される場合の価格表示の具体例を公表しました。それらも参考に、どのような価格表示を選択するか検討しましょう(P.17 ~ 20 参照)。

総額表示の例	外税表示の例
 クリームパン 108円(税込) 【店内飲食 110円(税込)】	 クリームパン 100円 (店内掲示等)
当店の価格は全て税抜表示となっております。 なお、持ち帰りと店内飲食では税率が異なりますので、消費税額が異なります。	

※消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について(財務省ホームページ)
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm

総額表示の具体的な方法

どのような価格設定を行うかは事業者の任意です。そのため、テイクアウト等(軽減税率)と店内飲食(標準税率)で異なる税込価格を設定したり、同一の税込価格を設定することが可能です。総額表示による価格表示方法としては、以下の3つの方法が考えられます。

●テイクアウト等と店内飲食の両方を表示

「テイクアウト等」と「店内飲食」が同じくらいの割合で利用される事業者が、お客様が価格判断を行う際の利便性を向上するなどの理由により、両方の税込価格を表示することが考えられます。

①飲食店等(テイクアウト等と店内飲食の両方を行う事業者)

メニュー	
カレーライス	600円 (589円)
焼きそば	650円 (638円)
ウーロン茶	200円 (196円)

※下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー	
店内飲食(出前)	
カレーライス	600円 (589円)
焼きそば	650円 (638円)
ウーロン茶	200円 (196円)

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

クリームパン	108円
(イートイン	110円)

※両方の税込価格にあわせて、税抜価格または消費税額を併記することも可能です。

●テイクアウト等と店内飲食のどちらか片方のみを表示

「テイクアウト等」または「店内飲食」のどちらか片方の利用がほとんどであったり、両方の価格を表示するスペースがない場合などに、どちらか片方のみの税込価格を表示することが考えられます。

①飲食店等(テイクアウト等と店内飲食の両方を行う事業者)

メニュー	
ラーメン	770円
チャーハン	660円
ウーロン茶	198円

※テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。

出前メニュー	
ざるそば	500円
月見そば	550円
サイダー	190円

※店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

クリームパン	108円
(店内掲示等)	

イートインコーナーを利用される場合、税率が異なりますので、別価格となります。

●テイクアウト等と店内飲食を同一の「税込」価格で表示

事業者の判断(※)により、「テイクアウト等」と「店内飲食」の税込価格が同じになるように、テイクアウト等の税抜価格を高く設定、または店内飲食の税抜価格を低く設定し、税込価格を統一して表示することが考えられます。

①飲食店等(テイクアウト等と店内飲食の両方を行う事業者)

メニュー	
かけうどん	490円
おにぎりセット	550円
かつ丼	710円

メニュー	
チャーシューメン	820円
ラーメン	730円
チャーハン	690円

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

メロンパン	150円
-------	------

※事業者の判断の具体例は以下の通りです。

○テイクアウト等の税抜価格を上げる例

- ・「出前」について配送料分のコスト上乗せする
- ・「テイクアウト」について、箸や容器包装等のコストを上乗せする

○店内飲食の税抜価格を下げる例

- ・「店内飲食」について、提供する飲食料品の品数を減らす
- ・店内飲食の需要を喚起するため

○従業員教育の簡素化や複数の価格を表示することに伴う客とのトラブル防止に資するなど

★適正な転嫁等の観点から以下の点に留意が必要です。

- ①「全て軽減税率が適用されます」「消費税は8%しかいただけません」といった表示は、消費税転嫁対策特別措置法や景品表示法により禁止されています。
 - ②テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、お客様から質問があった際に、上記の具体例も参考にしつつ、合理的な説明をすることが必要となります。
- ⇒お客様の疑問を減らすため、あらかじめ店内掲示等により、テイクアウト等と店内飲食の税込価格が同じである理由を表示しておくことも考えられます。

※景品表示法上の有利誤認表示に該当する恐れもあり、また、消費者の利便性の確保の観点から、店内掲示等により、店内飲食(またはテイクアウト等)では価格が異なる旨の注意喚起を行うことが望ましいです。

外税表示の具体的な方法

消費税転嫁対策特別措置法の適用期限(2021年3月31日)までは、誤認防止措置を講じている場合に限り、特例として外税表示が認められています。

①飲食店等(テイクアウト等と店内飲食の両方を行う事業者)

両方の消費税額を表示

メニュー	
本体価格	税額 (店内飲食/テイクアウト)
ピザ	400円 (40円/32円)
ポテト	300円 (30円/24円)
コーラ	150円 (15円/12円)

片方の消費税額を表示

出前メニュー	
かけうどん	450円+36円(税)
おにぎりセット	500円+40円(税)
カツ丼	650円+52円(税)
※店内飲食の場合、税率が異なるため消費税額が異なります。	

※税抜価格とともに消費税額を表示する場合は、テイクアウト等と店内飲食で適用税率が異なるため、両方の消費税額を表示する(または、一定の注意喚起とともに、どちらか片方のみの消費税額を表示する)ことが望ましいです。

税抜価格のみを表示

メニュー	
ピザ	400円 (税抜)
ポテト	300円 (税抜)
コーラ	150円 (税抜)
※店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なるため消費税額が異なります。	

出前メニュー	
ざるうどん	650円+税
月見うどん	730円+税
カレーライス	850円+税
※出前と店内飲食では、税率が異なるため消費税額が異なります。	

※税抜価格のみを表示する場合は、店舗内の目立つ場所にテイクアウト等と店内飲食で適用税率が異なる旨について掲示するなどの方法により、消費税に対して注意喚起を行うことが望ましいです。

②小売店等(イートインスペースのある事業者)

クリームパン 108円



(店内掲示等)

当店の価格は全て税抜となっております。なお、持ち帰りと店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。

〈参考〉その他の表示方法

テイクアウト等と店内飲食で異なる税込価格を設定する場合には、あらかじめ「テイクアウト等用メニュー」と「店内飲食用メニュー」の2種類を用意し、お客様にどちらを利用するか意思確認を行ったうえで、該当するメニューをお渡して商品を選んでいただくことも考えられます。

【総額表示の例】

店内飲食メニュー	
ピザ	440円(税込)
ポテト	330円(税込)
コーラ	165円(税込)

テイクアウトメニュー	
ざるうどん	432円(税込)
月見うどん	324円(税込)
カレーライス	162円(税込)

【外税表示の例】

店内飲食メニュー	
ピザ	400円+40円(税)
ポテト	300円+30(税)
コーラ	150円+15(税)

テイクアウトメニュー	
ピザ	400円+32円(税)
ポテト	300円+24円(税)
コーラ	150円+12円(税)

【税抜価格の強調表示の例】

店内飲食メニュー	
ピザ	400円(税込440円)
ポテト	300円(税込330円)
コーラ	150円(税込165円)

テイクアウトメニュー	
ピザ	400円(税込432円)
ポテト	300円(税込324円)
コーラ	150円(税込162円)

変更となる事務処理を確認

軽減税率制度導入によって、事務処理の変更が必要になります。自社(自店)の中でどの事務処理を変更する必要があるのか確認し、対策を検討しましょう。特に、軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。

仕入・支払の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在します。

お弁当屋さんの例

仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。



- 肉 : 8%
- 野菜 : 8%
- コメ : 8%
- お酒 : 10%
- 容器 : 10%
- 水道代・光熱費 : 10%

仕入・支払

すべての事業者に影響

- 支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りがないか確認
- 税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書等に記載



企業が会議用に購入するお弁当やお茶、取引先への贈答用菓子、週2回以上発行の新聞の定期購読にかかる消費税率は8%です。

円滑な事務処理や販売のために

売上・仕入を税率ごとに区分し、正しい経理処理が必要になります。また請求書や領収書も区分記載(P.23参照)が必要になってきます。その対応としてレジの入替や受発注システムの改修と会計システムの新規導入などを検討しましょう。また、正しい記帳や経理処理の実施、税率の問合せやクレームに対応するための従業員教育(P.27参照)も早めに準備をしましょう。

販売の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、販売の際に複数の税率が混在する可能性があります。

お弁当屋さんの例

お弁当の消費税率は8%、

お酒の消費税率は10%となり、8%と10%が混在。



お弁当: 8%

お酒: 10%

販 売

- 複数税率に対応したレジの導入
- レジに商品ごとの価格、税率を登録
- どの価格表示のパターンを選択するか検討し、値札・棚札等に価格を記載
- 請求書や領収書には軽減税率対象品目である旨と税率ごとに合計した対価の額を記載
- 返品の場合、税率を確認して返金



お客様の誤解や誤認を防ぐために、わかりやすい価格表示やていねいな説明が必要になります。

軽減税率に対応するため、レジの入替や受発注システムの改修が必要な場合、導入・改修費用に関する国の補助金を受けられます。(P.29参照)

STEP 2

請求書等の記載事項①

軽減税率導入に伴う請求書等の記載事項の追加

2つの消費税率を把握するために、請求書等の記載事項の追加が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が実施されます。

1 現行の請求書

～2019年9月30日



請求書		
発行日：2018年4月25日		
○×食堂様	○○ストアー	
今回ご請求額	15,228円	東京都△△区◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。		
日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
	合計	15,228

2 区分記載請求書

2019年10月1日
～2023年9月30日



※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。

請求書の書式を変更しなければいけない

請求書		
発行日：2019年10月25日		
○×食堂様	○○ストアー	
今回ご請求額	15,340円	東京都△△区◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。		
日付	品目	区分
10/14	食料品	※
	雑貨	
10/15	食料品	※
	雑貨	
	10%税率対象合計	6,160
	8%税率対象合計	9,180
	合計	15,340

注）※は軽減税率（8%）対象商品

①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに合計した対価の額

3 適格請求書

2023年10月1日～



登録番号の申請や
適格請求書の準備が必要だな

請求書		
発行日：2023年10月25日		
○×食堂様	○○ストアー	
今回ご請求額	15,340円	東京都△△区◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。		
日付	品目	区分
10/14	食料品	※
	雑貨	
10/15	食料品	※
	雑貨	
	合計	14,100
	消費税	1,240
	10%税率対象合計	5,600
	8%税率対象合計	8,500
	消費税	680
	合計	15,340

注）※は軽減税率（8%）対象商品

③登録番号
④税率ごとの消費税額

3つの請求書等の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率の対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

請求書等		記載項目
1 現行の請求書等	2 区分記載請求書等	3 適格請求書等
		請求書発行者の氏名または名称
		取引年月日
		取引内容
		対価の額
		書類の交付を受ける者の氏名または名称
		①軽減税率の対象品目である旨
		②税率ごとに合計した対価の額
		③登録番号
		④税率ごとの消費税額

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」導入後の免税事業者からの仕入について

2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、適格請求書等が必要となります。適格請求書等は課税事業者のみが発行できるため、適格請求書等が発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられる可能性があります。そのため、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。なお、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置が設けられています。税務署等に確認しましょう。

区分記載請求書のパターン

区分記載請求書では、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」を記載する必要があります。記載のパターンは以下のような書式があります。

記号・番号等を使用した場合の区分記載請求書等の記載例

請求書		
(株)○○御中 2020年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
:	:	:
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

同一請求書内で、消費税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合の記載例

請求書		
(株)○○御中 2020年11月30日		
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
:	:	:
8%対象		43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

消費税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合の記載例

軽減税率対象分

請求書 (軽減税率対象)		
(株)○○御中 2020年11月30日		
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
:	:	:
合計		43,200円
△△商事(株)		

軽減税率対象分以外

請求書		
(株)○○御中 2020年11月30日		
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
合計		88,000円
△△商事(株)		

※「税率ごとに合計した対価の額(税込)」については、適格請求書等保存方式(2023年10月～)を見据えて、「税率ごとに合計した対価の額(税抜)および消費税額等」を記載しても差し支えありません。

「区分記載請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。領収書には以下の書式があります。

領収書	
△△商事様 2020年4月1日	
¥1,527-	
但し、 10%対象(酒代) ¥825- 8%対象(食品代) ¥702- 上記金額正に領収いたしました。	
△△スーパー 東京都○○区○○1-2-3	

○○スーパー
TEL 03-○○○-○○○○
領収書
2020年4月1日
*ベーコン ¥270
*ネギ ¥108
*ヤマイモ ¥324
ワイン ¥825
10%対象 ¥825
8%対象 ¥702
合計 ¥1,527
*は軽減税率(8%)対象商品

Q 仕入先から受け取った請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。

A 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など、請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

項目の記載がない請求書等を交付された場合であっても、当該請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます。

仕入先から
もらった請求書に、
軽減税率対象の
記載がない



請求書
(株)○○御中 2020年11月30日

日付	品目	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/1	食器	15,120円
11/2	牛肉	10,800円
合計		33,520円
(税込)		33,520円

10%対象 17,320円
8%対象 16,200円

※は軽減税率対象商品

△△商事(株)

追記が認められて
いるのは「軽減税率の
対象品目である旨」と
「税率ごとに合計した
対価の額(税込)」のみ

軽減税率制度は全従業員の理解が必要

軽減税率制度導入により、現場でのお客様対応を含め大きな混乱が生じる可能性があります。事前に、従業員教育を含めた準備をしましょう。また、これを契機に社内体制もしっかりと整えましょう。

消費税率10%への引上げと軽減税率制度導入への対応方法を確認し、朝礼などで共有しましょう

プライスカードやPOP告知だけでなく、「判断に困りそうな場面」や「よく質問されそうな内容」への対応の方法も確認しましょう。携帯できる想定問答集(Q&A)を作ったり、朝礼で練習するなど、全員が間違いのない説明ができるようにトレーニングを実施しましょう



経理処理について社内へ周知徹底

軽減税率制度導入後は8%と10%の税率が存在します。加えて経過措置の適用を受ける8%、及び消費税率8%への引上げ時において経過措置の適用を受けた5%などの取引も行われている可能性があり、経理処理はかなり複雑になることが予想されます。

現場に混乱を生じさせないよう、制度をよく理解して社内に周知徹底し、社内ルールの整備や伝票の整理などを心がけましょう。特に次の3つのポイントが重要となります。

- 社内での売上計上基準等のルールを統一し、従業員へ周知徹底する
(例: 売上は出荷基準なのか、引渡し基準なのか、検収基準なのか)
- 適用税率について、事前に取引先との間で確認する
(例: 経過措置/軽減税率が適用されるかどうか、事前に取引先に問い合わせる)
- 契約書などの書類の整備、および適用税率と税額を明記した請求書等を作成する
(例: 単に「税込」だけでなく税率と税額を明記)



軽減税率に関する宣伝や広告

事業者は消費税転嫁対策特別措置法(P.39参照)により、消費税分を値引きする等の宣伝や広告は禁止されています。軽減税率に関する次のような宣伝や広告はしてはいけません。



レジ導入・受発注システム改修等のための補助金

中小企業・小規模事業者等が、複数税率に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金制度が利用できます。補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にご確認ください。

A型 複数税率対応レジの導入支援

概要：複数税率に対応するため、レジの新規導入や既存レジの改修を行う中小企業者等を支援

補助対象：複数税率に対応したレジ(タブレット等を利用したレジ、レシートプリンタ・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー等も含む)
※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表

補助率：2/3(3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は3/4、タブレット等は1/2)

補助上限額：レジ1台あたり20万円(商品マスターの設定が必要な場合は40万円)
複数台申請する場合は1事業者あたり200万円

申請方法：・レジ等導入後の申請(事後申請)となります。一部販売店等による代理申請も可能です。
・詳細については、「軽減税率対策補助金に関する問い合わせ」(P.30参照)に記載しているホームページをご覧ください。



B型 発注システムの改修等支援

概要：複数税率に対応するため、受発注システムの改修・入替を行う中小企業者等を支援

補助対象：複数税率に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替

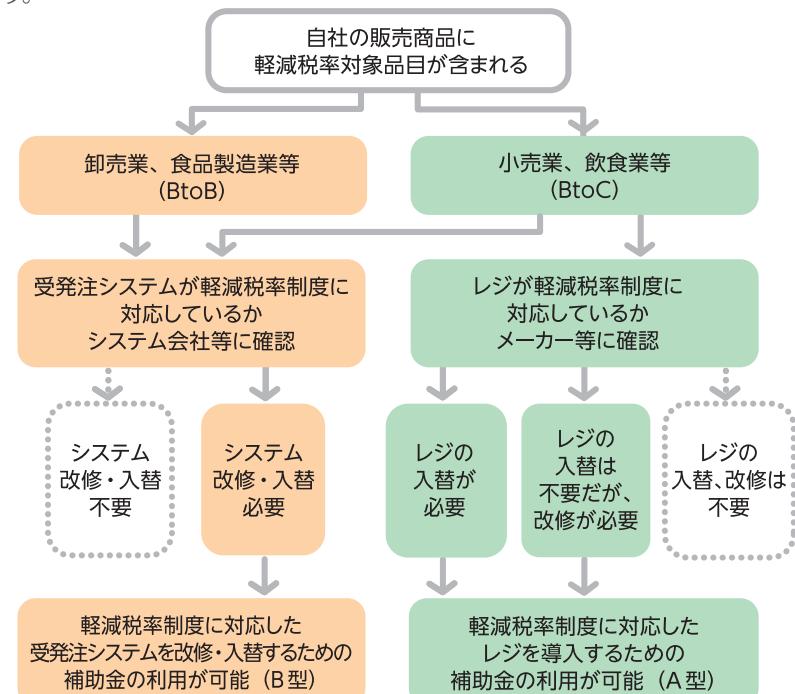
補助率：2/3(補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品等では1/2)

補助上限額：小売事業者等の発注システムの場合 1,000万円
卸売事業者等の受注システムの場合 150万円
発注システム・受注システム両方の場合 1,000万円

申請方法：・軽減税率対策補助金事務局が指定したシステムベンダー等が「代理申請」を行います(システムベンダー等が行うシステム改修・入替の場合は事前に申請が必要です)。
・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを事業者自ら導入する場合は、導入後の申請(事後申請)となります。
・詳細については、「軽減税率対策補助金に関する問い合わせ」(P.30参照)に記載しているホームページをご覧ください。

補助金を利用するためのフローチャートで確認

軽減税率制度に対応したレジの導入や受発注システムの改修・入替が必要な場合は、国の補助金制度が利用できます。まずは、フローチャートでどの補助金が利用できるのかを確認しましょう。



申請受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から2019年9月30日までに導入または改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。

**A型(レジ導入・改修)および
B-2型(受発注システム自己導入型)**

2019年12月16日までに申請(事後申請)(消印有効)

**B-1型
(受発注システム指定業者改修型)**

交付申請 2019年6月28日(消印有効)

改修完了 2019年9月30日

完了報告 2019年12月16日(消印有効)

(事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません)

軽減税率対策補助金に関する問い合わせ

軽減税率対策補助金事務局

TEL : 0570-081-222 URL : <http://kzt-hojo.jp>

売上や仕入を消費税率ごとに区分することが困難な事業者のために、売上で3種類、仕上で2種類の税額計算の特例があります。

また、税額計算の特例以外にも軽減税率制度への対応のために、設備投資などの際に活用できる税制措置があります。※詳細については、税理署または税務士にお問い合わせください。

簡易課税制度を適用するには届出が必要なんだ

売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者は、売上の一定割合を軽減税率対象の売上とみなして税額を計算することができます。



(選択可能期間)

- (A) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から4年間(2023年9月30日まで)
- (B) 上記以外の事業者：なし

対象者	① 仕入を区分できる 卸売・小売事業者 簡易課税制度を適用しない事業者に限る	② ①以外の事業者	③ ①②の計算が 困難な事業者 主に軽減税率対象品目を販売する事業者に限る
軽減税率 売上割合の 計算方法	〈小売等軽減仕入割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上にのみ要する課税仕入(税込) 〈軽減売上割合〉 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上(税込)	〈軽減売上割合〉 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上(税込)	$\frac{50}{100}$
考え方	仕入額の 軽減税率対象割合を 売上に当てはめる	10日間の 軽減税率対象商品の 売上割合から 年間実績を推計	売上の50%を 軽減税率対象と推計

(※)簡易課税制度とは売上に係る消費税額に、業種に応じた一定のみなし仕入率を乗じて、簡易的に仕入税額を計算する制度。

【設備投資を支援する税制】

上記の税額計算の特例以外にも商業・サービス業・農林水産業活性化税制や中小企業投資促進税制など、設備投資などをした際に活用可能な税制措置があります。軽減税率制度対応のために設備投資を行った場合にも利用可能です。

仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者は、仕入の一定割合を軽減税率対象の仕入とみなして税額を計算することができます。



(選択可能期間)

- (A) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から1年間(2020年9月30日まで)
- (B) 上記以外の事業者：なし

対象者	① 売上を区分できる卸売・小売事業者 簡易課税制度を適用しない事業者に限る	② ①の計算が困難な事業者
軽減税率 仕入割合の 計算方法	〈小売等軽減売上割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上(税込)	〈簡易課税制度の届出の特例〉 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。 (原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに、消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です) (参考)特例を適用する場合の消費税簡易課税制度選択届出書は、2019年7月1日から提出可能です。
考え方	売上額の 軽減税率対象割合を 仕入に当てはめる	課税期間中の届出で 簡易課税制度を選択可能

税額計算の特例、その他 税制措置に関する相談窓口

税額計算の 特例

国税庁軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
[電話番号] 0570-030-456

またはお近くの税務署にお問い合わせください。
税務署の電話番号等は国税庁ホームページから確認できます。
<http://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

その他 税制措置

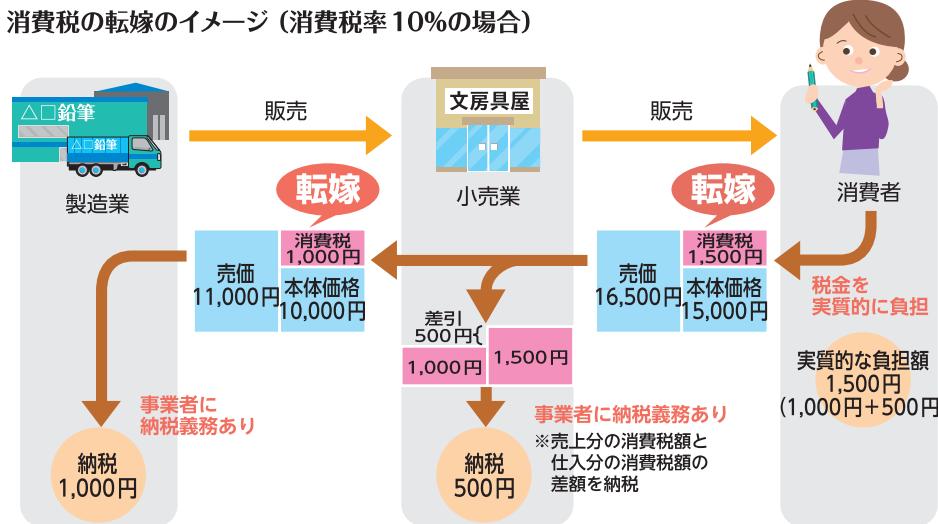
日本税理士会連合会

お近くの税理士にお問い合わせください。
税理士の検索は以下から可能です。
<https://www.zeirishikensaku.jp/>

消費税の価格転嫁とは？

消費税は製造、卸、小売り等の各取引の段階で課税されますが、価格に転嫁されて最終的には消費者が全額負担します。

消費税の転嫁のイメージ（消費税率10%の場合）



価格転嫁できないと、売上・利益が減少します

例えば、消費税率8%の時の税込売価が20,000円であり、税率が10%に引上げられても消費税分の転嫁ができずに税込売価を20,000円で据置いた場合を考えてみましょう。

消費税率引上げ分を価格転嫁できない場合、下図のように、税込の売上額は変わりませんが、税抜の売上額が減少するので、自社の売上や利益の減少を招くことになります。

消費税率8%の場合

売上額 (税込)	20,000円
売上額 (税抜)	18,519円
消費税額	1,481円

消費税率10%になつても販売価格を据置いた場合

売上額 (税込)	20,000円
売上額 (税抜)	18,182円
消費税額	1,818円

価格据置
20,000円

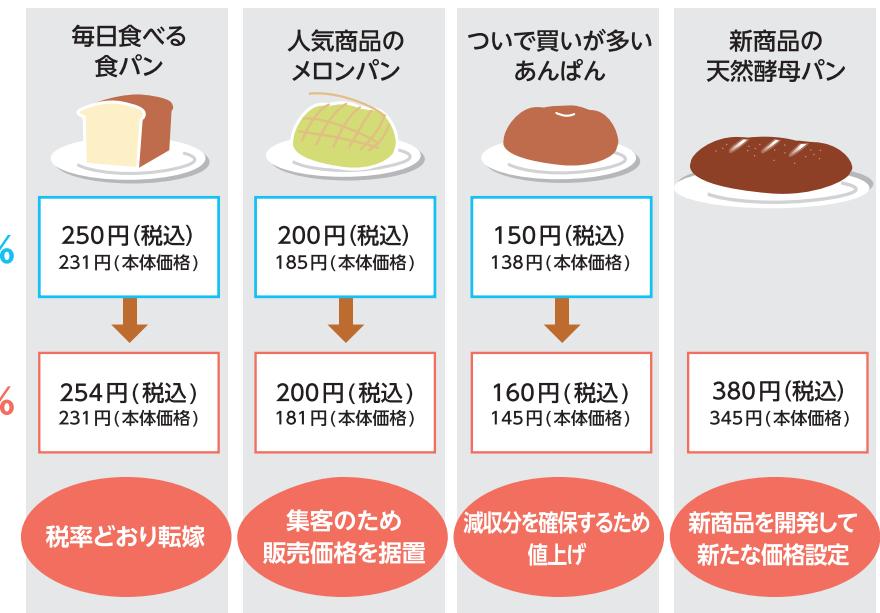
税抜の売上額が
337円も減少!

事業全体で売上・利益を確保

消費税率引上げについて、全ての商品で一律に転嫁できれば問題ありませんが、消費者の購買意欲の減退で一律に転嫁できない場合には、利益を確保できないケースも想定されます。そのため、「事業全体で適正な利益を確保すること」を目標として、売上を確保するための方策を検討しましょう。

価格の見直しは、「利益の大きい商品は何か?」「値上げしても需要はあるか?」等の観点からメリハリをつけて行うのが効果的です。また、新商品開発を行うことで従来の価格にとらわれない価格設定が可能となります。

消費税率10%に向けた価格見直しイメージ（店内で食事の場合の例）



日本は、消費税率引上げ時に一斉に価格転嫁するため、欧州諸国と比較して、駆け込み需要・反動減が大きいと言われています。価格が自由に設定できる新商品や季節商品の販売でバランスを取ることも計画的に検討しましょう。

便乗値上げに関する政府の考え方

一部商品の価格について税率引上げ分以上の価格改定をしていても、「事業全体で適正な転嫁をしている場合には、ある特定の商品・サービスで税率の上昇を上回る値上げをおこなつても、便乗値上げには該当しない」（※）という見解が政府より示されています。

（※）2013年10月「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）より。

STEP 4

消費税率引上げ・軽減税率制度導入と資金繰り①

消費税率の引上げに伴い、納税額の増加が予想されます。資金繰りに注意し、納税資金を確保しましょう。

【消費税率引上げにより納税額が増加します!】

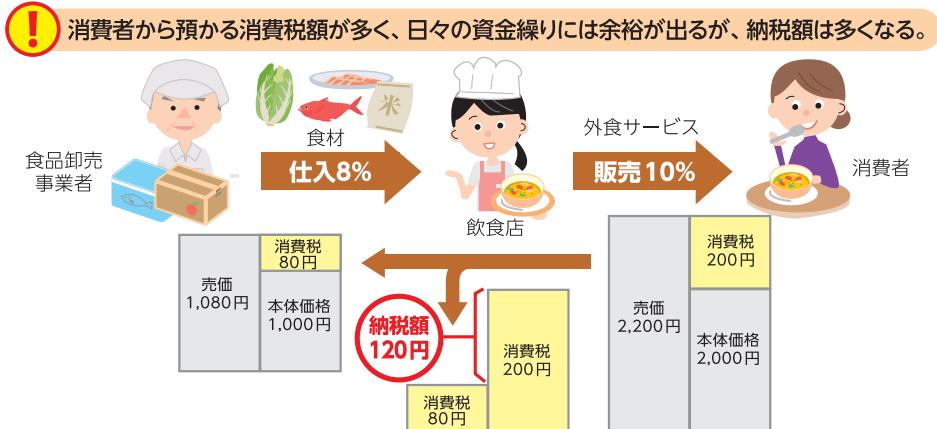
- 消費税率 10%への引上げにより、8%時と比べ納税額は 1.25 倍になります
- 消費税を滞納しないように、資金繰りのより一層の注意が必要です

【消費税の滞納は経営に大きな影響を与えます!】

- 延滞税の発生により、さらなる資金繰りの悪化を招きます
- 納税証明書が出ないため金融機関からの借入が困難になります
- 取引先を含め、社会的信用を失う恐れがあります

軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、仕入時と販売時の税率が異なりますので、日々の資金繰りや納税額に特に注意が必要です。

飲食店など8%で仕入れて10%で販売する事業者の場合



農家など10%で仕入れて8%で販売する事業者の場合

農家などの仕入れについては種苗費、肥料費など、軽減税率の対象品目に該当せず 10% (標準税率)に引上げられますが、売上については米、野菜、果物など食料品に該当し、8% (軽減税率)の適用対象となります。これにより、10%引上げ後の消費税の納税額は少なくなりますが、仕入先へ支払う消費税額が増加するため、日々の資金繰りは厳しくなります。

売上 2,000円、
仕入 1,000円の場合

8%	10%
税込 2,160円	税込 2,200円
うち消費税 160円	うち消費税 200円
仕入 1,080円	仕入 1,100円
80円	100円
1,080円	1,100円
¥ 80円	¥ 100円

仕入額が
増加!

納税額が
1.25倍に!

免税事業者も仕入・諸経費が増加

免税事業者は消費税の納税が免除されていますが、仕入・諸経費の支払時にすでに消費税を含んだ金額を支払っています。当然、免税事業者も資金繰りに注意しなければなりません。



中間申告制度に注意

消費税率の引上げにより納税額が増加することで、直前の課税期間の確定消費税額の金額によっては、中間申告義務が発生する場合があります。その場合、例年より早い時期に消費税を納税することになるため、資金繰りに注意する必要があります。

中間申告の回数と税額 (地方消費税額は含まない)

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超400万円以下	400万円超4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	年 1 回	年 3 回	年 11 回	
中間納付税額 (※1)	中間申告不要 (※2)	直前の課税期間の確定消費税額の 1/2	直前の課税期間の確定消費税額の 1/4	直前の課税期間の確定消費税額の 1/12
1年の合計申告回数	年 1 回 (確定申告 1 回)	年 2 回 (確定申告 1 回) 中間申告 1 回	年 4 回 (確定申告 1 回) 中間申告 3 回	年 12 回 (確定申告 1 回) 中間申告 11 回

(※1) 前課税期間の実績による中間申告を行っている場合。

(※2) 一定の届出をすれば、自主的に中間申告書の提出および納付ができる制度(任意の中間申告制度)あり。

(※3) 国税の中間納付税額とあわせて地方消費税の中間納付税額を納付することになります。

資金繰りの考え方

「勘定あって錢足らず」という言葉があります。売上や利益が伸びていたとしても、手元に資金がない状態を指した言葉です。この状態が続くと、最悪、黒字倒産にもつながりかねません。原因として、入出金のタイミングが大きく影響しています。

消費税率の引上げにより、仕入れ時などの運転資金の支出が増えるため、特に①のパターン（先払い、後回収）では、資金繰りに注意が必要です。

資金調達はすぐにできるものではありません。消費税率引上げを契機に、資金繰り表を作成し、まずは自社の資金繰りについて把握しましょう。

さらに、資金繰りを良くするために、出金よりも入金を早める工夫をしましょう。

一般的に資金の流れは、

①「先払い、後回収」

②「先回収、後払い」

のいずれかに該当します。



先払い後回収

先払い後回収

(単位:万円)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月
入金	現金売上	400	300	150	150	200	150
	売掛金回収	1,000	800	800	700	800	800
	入金計	1,400	1,100	950	850	1,000	950
出金	買掛金支払		750			600	
	人件費	400	400	400	400	400	400
	地代家賃	100	100	100	100	100	100
	その他経費	200	200	200	200	200	200
	支払利息	10	10	10	10	10	10
	借入金返済	100	100	100	100	100	100
	出金計	810	1,560	810	810	1,410	810
収支合計		590	▲460	140	40	▲410	140
現金残高	前月総越残高	0	590	130	270	310	▲100
	当月総越残高	590	130	270	310	▲100	40

↑
資金不足!

上記の表では、8月時点で資金不足になります。その前に、支払のタイミングを遅らせたり、新たに資金調達するなどの対策が求められます。

資金繰り対策

資金繰り表を作成し、自社の資金繰りについて把握できていますか？

月次や日次の資金繰り表を作成し、資金の動きを把握しましょう。資金不足が生じる見込みがある場合は、早めに融資などの対策を検討しましょう。

資金繰りに影響が大きい情報は、社内で共有されていますか？

金額の大きい入出金のタイミングに関する情報は、社内で共有しましょう。情報共有が十分でない場合は、早めに原因を追究し、対策を立てましょう。

回収や支払のタイミングを把握し、条件面の見直しを検討していますか？

資金の回収を早めたり支払を遅らせることができないか検討しましょう。ただし、回収や支払の条件面への交渉は、信用面での影響も考慮してください。

請求漏れ、未回収債権の定期的な確認は行っていますか？

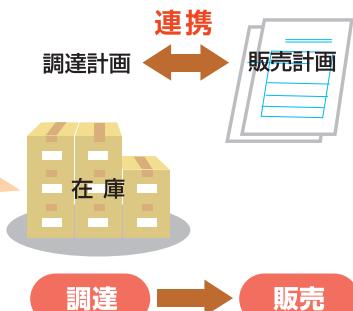
請求漏れや未回収の債権金額と遅延の度合いを把握し、督促をする時期やそのやり方を含め、社内の管理体制を整えましょう。

適正在庫を把握するために、販売計画との連携はとっていますか？

不要な在庫は資金繰りを圧迫します。調達から販売までの期間の短縮や需要予測ができるだけ細かく行い、適正な数量で在庫を持つようにしましょう。

在庫を見直す場合、次の視点に着目しましょう

- ① 内部管理の不備で二重発注していないか？
- ② 価格が安いときに過剰に発注しすぎていないか？
- ③ 陳腐化しているものはないか？
- ④ 在庫が想定どおり回転しているか？
- ⑤ 売れない在庫の処分は検討しているか？
- ⑥ 需要予想の精度を上げる工夫はしているか？



遊休資産(未稼働や不要な機械等)の管理は適正に行われていますか？

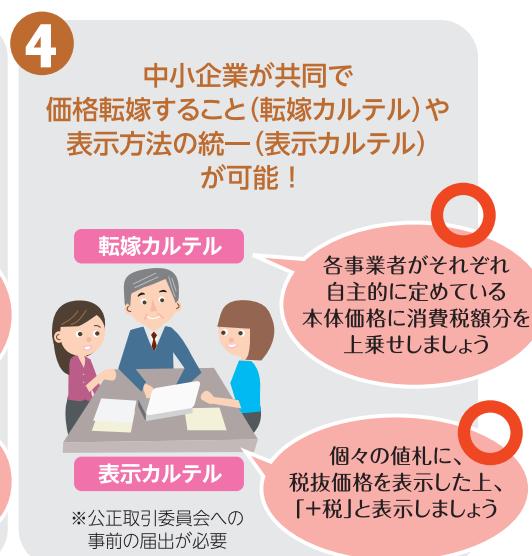
稼働していないても管理維持コストや税金等が発生しています。会社の資産を見直し、未稼働や不要なものは除却もしくは売却することを検討しましょう。

金融機関の担当者と普段からコミュニケーションは取られていますか？

決算状況や今後の経営計画などの情報を共有し、信頼関係を構築しておきましょう。定期的な連絡や報告することで、融資の相談を円滑に進めることができます。

価格転嫁をサポートする4つの特別措置

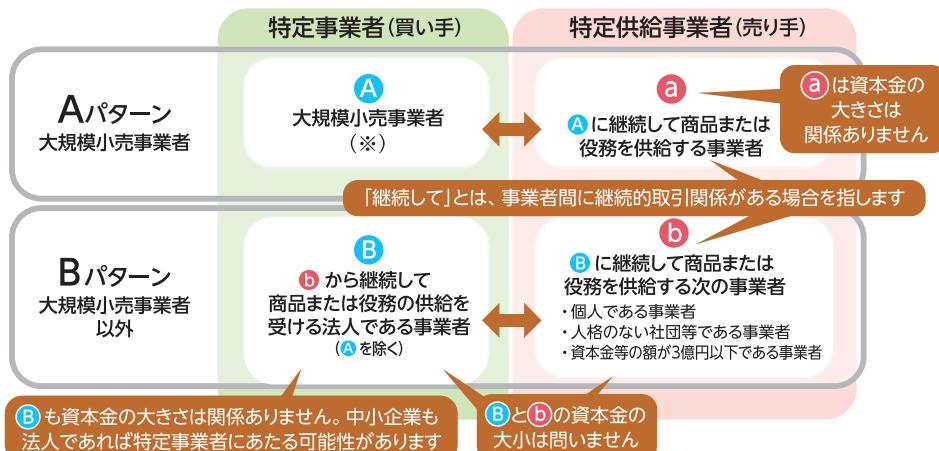
消費税率の引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を目的に、2013年10月1日から消費税転嫁対策特別措置法が施行され、4つの特別措置が定められています。特措法の期限は、10%への引上げ時から1年半後の2021年3月31日までとなっています。



消費税の転嫁拒否等の行為に注意

特定事業者(買い手)が、特定供給事業者(売り手)から受ける商品または役務の提供に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をすることは禁止されています。規制の対象となる「特定事業者」と保護の対象となる「特定供給事業者」は、2つの組み合わせで決まります。

「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



(※) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者で、前事業年度における売上高が100億円以上である者(もしくは一定規模の店舗面積のある店舗を有する者)をいいます。

禁止される転嫁拒否等の行為の4類型

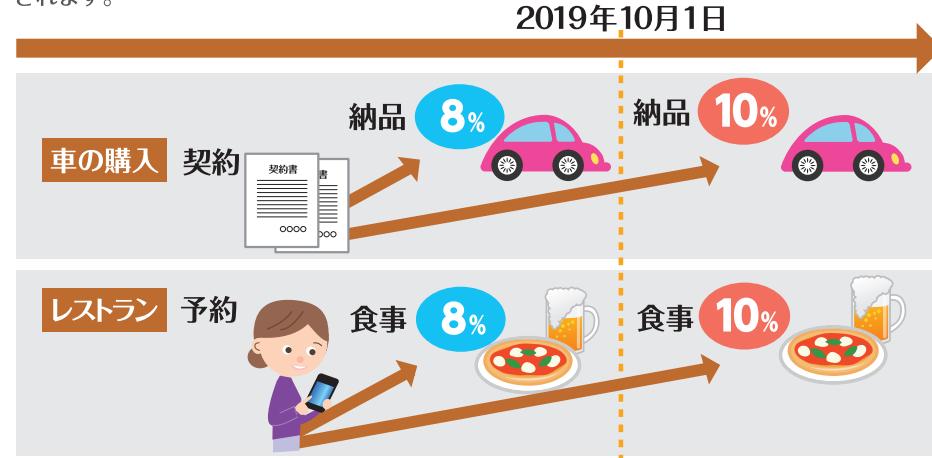
- 減額または買いたたき
- 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- 本体価格(税抜価格)での交渉の拒否
- 報復行為

10%への引上げに際し、特定供給事業者(売り手)は、特に、「買いたたき」(商品または役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為)に注意しましょう。軽減税率対象商品に便乗して、それ以外の商品についても消費税率8%相当額に据え置くことを要求してくる可能性もあります。



適用税率の原則的な考え方

消費税は、原則、商品の引渡しや役務(サービス)の提供等が行われた時点の税率が適用されます。



消費税率等に関する経過措置

契約の時期や内容等によっては、消費税率引上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められています。例えば、税率引上げの施行日の半年前に指定日があり、この日よりも前に契約している工事の請負契約等の場合は、旧税率(消費税率10%の時は8%)が適用されます。

契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページや最寄りの税務署、税理士にご確認ください。

税率	指定日(施行日の半年前)	施行日
8%	2013年10月1日	2014年4月1日
10%	2019年4月1日	2019年10月1日

(参考) 国税と地方税の比率

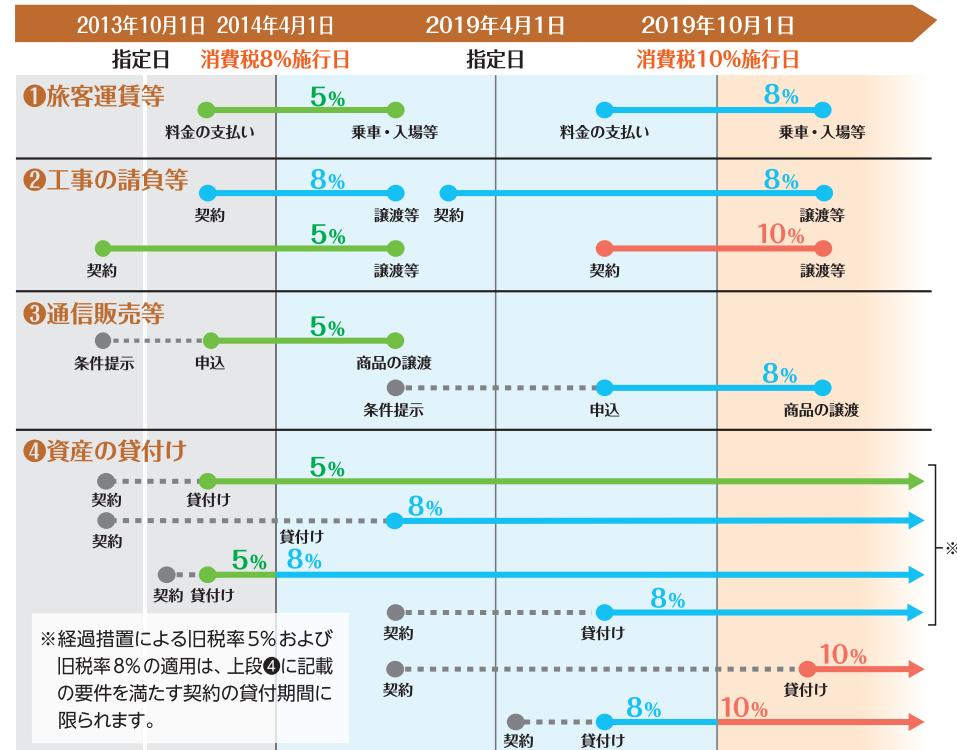
一部の取引には、経過措置により旧税率の8%が適用されますが、厳密には経過措置の場合と軽減税率の対象となる場合の、2種類の8%が存在します。どちらの8%なのかわかるようにしっかりと区分しておきましょう。

税率	国税	地方税
経過措置での8%	6.3%	1.7%
軽減税率での8%	6.24%	1.76%
10%	7.8%	2.2%

主な経過措置

経過措置	主な要件
①旅客運賃等	施行日前に旅客運賃等を支払っていれば、施行日以後に乗車等をしても旧税率が適用になります
②工事の請負等	指定日の前日までに契約を締結した場合、施行日以後に目的物を完成し引渡しても旧税率が適用になります
③通信販売等	(1)指定日の前日までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、(2)施行日の前日までに申込みを受け、(3)提示した条件に従って施行日以後に商品を販売した場合、旧税率が適用になります
④資産の貸付け	(1)指定日の前日までに契約を締結し、(2)施行日前から施行日以降引き続き資産の貸付けを行っており、(3)契約内容が①および②、または、①および③の要件を満たす場合には、施行日以後も旧税率が適用になります ①貸付けの期間および期間中の対価の額が定められていること ②事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと ③契約期間中に当事者的一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他一定の要件に該当していること

経過措置で適用される消費税率イメージ

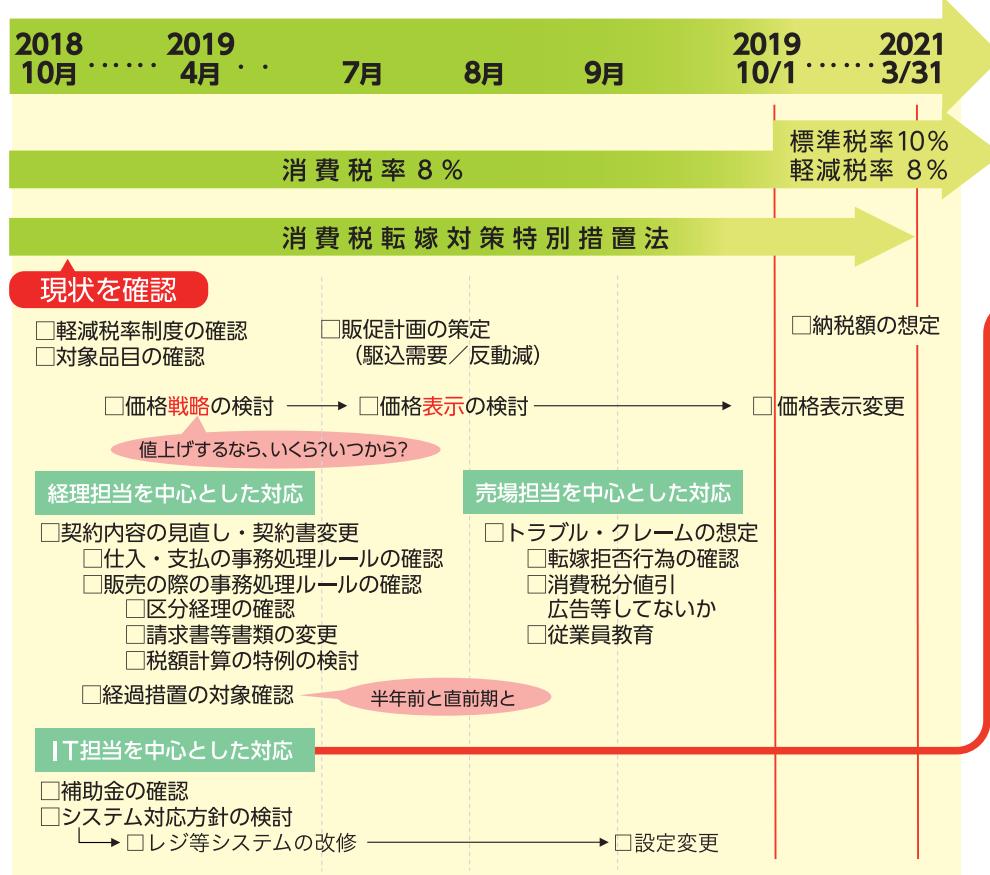


早めの準備を心がける

今回の消費税率引上げと軽減税率制度導入には、多くの準備が必要です。制度の理解や価格戦略と価格表示、資金繰り、システム改修、等の準備を実施するため、早めに現状把握をおこない、対策を立てましょう。特に、お客様と直接対応する現場での対応（価格表示や従業員教育等）、取引先や物流業者・システム業者、等の相手を必要とする確認作業には、時間がかかりますので、早めの準備を心がけてください。

業種や事業規模等によって対策すべき内容が異なりますので、お近くの商工会議所で早めの相談をお勧めします。

1: 対策スケジュール（全般）

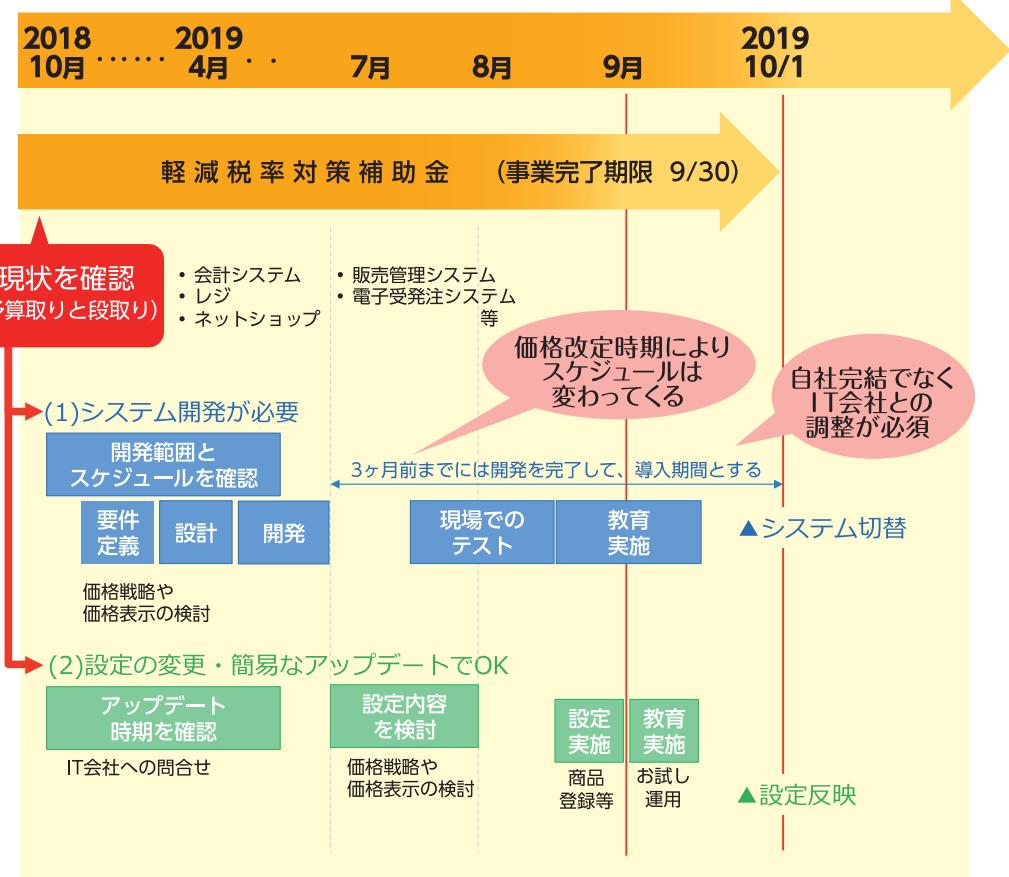


P45~46のチェックリストを活用して計画を立てよう

システム対応でのポイント

- 最初に、(1)「システム開発が必要(時間がかかる)」か、(2)「設定の変更(短時間で可能)」に分けて把握しましょう。
 - (1)特に受発注システムは、取引先との調整も必要になるので、時間がかかる
 - (2)設定変更は、いつから可能になるかIT会社に確認(事前設定が可能か等)
- 軽減税率対策補助金を活用する場合、申請受付期間や事業完了期限等に注意しましょう。(P.29-30参照)

2: 対策スケジュール（システム化）



Check List

消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策チェックリスト



STEP
1

自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう

- 軽減税率の制度(税率、適用時期)について確認しましたか? →P.5~6
- 軽減税率の対象品目を確認しましたか? →P.7~14

- 軽減税率の対象となる飲食料品の定義を理解しましたか? →P.7
- 軽減税率の対象となる新聞の定義を理解しましたか? →P.7
- 軽減税率の対象となる一体資産の要件を理解しましたか? →P.10
- 軽減税率の対象外となる医薬品・医薬部外品等の定義を理解しましたか? →P.8
- 軽減税率の対象外となる外食・ケータリング等の定義を理解しましたか? →P.9
- 軽減税率の対象外となる酒類の定義を理解しましたか? →P.10

- 軽減税率制度に対応したわかりやすい価格表示について検討しましたか? →P.15~20

STEP
2

軽減税率制度導入により変更となる事務を確認しましょう

- 仕入・支払の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか? →P.21
- 販売の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか? →P.22
- 事務処理変更に伴う社内周知について確認しましたか? →P.27~28

- 記帳時における税率の区分経理が必要であることを確認しましたか? →P.25~26
- 区分記載請求書等保存方式について確認しましたか? →P.23~26

- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について確認しましたか? →P.23~24
- 適格請求書等保存方式導入時の免税事業者からの仕入について確認しましたか? →P.24

STEP
3

軽減税率制度導入に向けた国の支援策を確認しましょう

- レジや受発注システムの補助金の内容を確認しましたか? →P.29~30
- 売上や仕入における税額計算の特例があることを確認しましたか? →P.31~32
- 軽減税率の補助金や税制措置などについて相談窓口があることを確認しましたか? →P.47

STEP
4

消費税転嫁対策の全体像を確認しましょう

- 消費税を適切に転嫁しないと、利益に影響があることを理解しましたか? →P.33
- 事業全体で利益確保はできていますか? →P.34
- 一律の価格改定でなく、メリハリのきいた価格改定や値上げについて検討しましたか? →P.34
- 契約書や請求書を変更する際に、取引先と値上げや条件面などの交渉をしましたか? →P.39~40

- 消費税率引上げ後の資金繰りや納税額の増加に注意が必要なことを理解しましたか? →P.35~38
- 主な「経過措置」の内容と時期を理解しましたか? →P.41~42

- 転嫁拒否等となる行為について理解しましたか? →P.40
- 消費税分を値引きする等の宣伝や広告はしていませんか? →P.39

- 消費税率引上げと軽減税率制度への従業員の理解に向けた教育は実施しましたか? →P.27~28

直前
対策

消費税率引上げ・軽減税率制度導入に向けた対策とスケジュールの立案

- 対策スケジュールを立てて準備をおこなっていますか? →P.43~44

お問い合わせ先一覧

各地商工会議所「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。
最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます。

商工会議所一覧

検索

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>



ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度 (対象品目・税額の計算方法など)	国税庁 軽減税率電話相談窓口	専用ダイヤル：0570-030-456またはお近くの税務署にお問い合わせください。税務署の電話番号等は、国税庁のホームページから確認いただけます。 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm
中小・小規模の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等に係る補助金	軽減税率対策補助金事務局	専用ダイヤル：0570-081-222 軽減税率対策補助金事務局ホームページ http://kzt-hojo.jp
軽減税率対策に係る設備投資への融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	日本政策金融公庫(事業資金相談ダイヤル)：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795
消費税転嫁対策等に関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等総合相談センター	専用ダイヤル：0570-200-123
軽減税率実施に伴う税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせください。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	電話相談：03-3501-4667

memo

2018年10月発行
中小企業のための
消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策

発行日：2018年10月 初版
発 行：日本商工会議所 中小企業振興部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1
<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開などで不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。